（国土交通省設置法の一部改正）

第十七条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十六年三月三十一日の項を削り、同表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
	奄美群島特例通訳案内士に関すること。
	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
	小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。
	小笠原諸島特例通訳案内士に関すること。

附則第四条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「情報通信産業の振興」を「情報通信産業振興計画等」に、「国際物流拠点産業集積地域」を「国際物流拠点産業集積計画等」に、「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改める。

第三条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

第七条第一項中「提出された」を「提出した」に、「提出があった」を「提出をした」に改める。

第二十七条中「又は久米島」を「若しくは久米島」に改め、「航行する航空機」の下に「又は沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機」を加える。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節　情報通信産業振興計画等

第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

（情報通信産業振興計画の作成等）

第二十八条　沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。

2　情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間

二　情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「情報通信産業振興地域」という。）の区域

三　前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区（第三十条第一項において「情報通信産業特別地区」という。）を定める場合にあっては、その区域

四　情報通信産業の振興を図るため沖縄県が情報通信産業振興地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3　前項各号に掲げる事項のほか、情報通信産業振興計画には、同項第四号の措置の実施を通じて情報通信産業の振興が図られることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

4　沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5　沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6　主務大臣は、前項の規定により情報通信産業振興計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

7　主務大臣は、第五項の規定により提出された情報通信産業振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8　第四項から前項までの規定は、情報通信産業振興計画の変更について準用する。

（情報通信産業振興計画の実施状況の報告等）

第二十九条　沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した情報通信産業振興計画（その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出情報通信産業振興計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2　主務大臣は、前条第二項第四号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3　主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第四号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出情報通信産業振興計画の廃止又は変更を勧告することができる。

第三十条第一項中「情報通信産業特別地区」を「提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に、「第一項」を「前項」に改め、「、関係行政機関の長に協議して」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

第三十一条第一項及び第三十二条から第三十四条までの規定中「情報通信産業振興地域」を「提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域」に改める。

第三十五条の二第一項中「提出された」を「提出した」に、「提出があった」を「提出をした」に改める。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節　国際物流拠点産業集積計画等

第四十一条及び第四十二条を次のように改める。

（国際物流拠点産業集積計画の作成等）

第四十一条　沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。

2　国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間